

第3次小山町男女共同参画社会づくり行動計画（案）への御意見と町の考え方

該当箇所	意見の概要	町の考え方	反映結果
質問 32 ページ 13 行 13 行目から 14 行目	・父親を対象に、子育てへのかかわり方を考えるための講座を開講するとして、どのような内容を考えているのか？	・町内保育園の参観日を利用し、県で配布している「お父さんの子育て手帳」等を使用した出前講座の開催を検討しています。	
意見 6 ページ 6 行目	・男は男らしく、女は女らしく育てたいと考えることがなぜ不都合なのか？	・個人的な価値観の問題であり、ご意見として承ります。	
意見 22 ページ	・人権侵害（性的）セクシュアル・ハラスメントの定義が非常に曖昧である。	・セクシュアル・ハラスメントについての注釈を詳細なものに変更します。	政策案に反映させます。
意見	・国の「第3次男女共同参画基本計画」及び「第3次小山町男女共同参画社会づくり行動計画（案）」に反対である。	・本計画は、小山町総合計画において小山町が目指す「富士をのぞむ 活気あふれる 交流のまち おやま」の基盤として欠かせないものとして考えております。第3次小山町男女共同参画社会づくり行動計画（案）は、小山町総合計画の理念を具現化したものであり、町民があらゆる場面においていきいきと活躍できる社会を実現するための方向性を示す指針として策定をするものであります。	
意見 2 ページ 27 行目	・計画の背景中、「女子差別撤廃条約」とあるが、これは国家主権に関わる問題である。地方レベルの問題ではなく、計画の背景が間違っているのでは？	・計画中第1章では、計画策定の背景として、世界、日本、静岡県、及び小山町の男女共同参画に関する動向を掲載しています。ご指摘の「女子差別撤廃条約」については、国が条約を批准した事実を記載したものであります。	

該当箇所	意見の概要	町の考え方	反映結果
意見 8 ページ 38 ページ	・アンケート回答者が非常に少数である。そのような少数の人間のため、38 ページにある「国や県への働きかけ」をするというのはおかしい。	・計画期間中、社会情勢等の変化により、町の取組だけでは困難な事案が発生した場合には、必要に応じて働きかけを行いたいと考えております。	
意見 17 ページ 図 2-1	・棒グラフの解答欄が極端である。	・ご指摘の設問は、「静岡県の男女共同参画に関する県民意識調査」(H21)と同じ設問であります。県においては、「男性が非常に優遇」と「どちらかといえば男性が非常に優遇」を合わせて「男性優遇」としており、小山町のアンケートも県の解釈と同様にしております。	
意見 22 ページ	・家庭内暴力は男性が加害者だけではない。女性が一方的に暴力を受けているのと解釈は間違いであり男性差別である。	・計画中、ドメスティック・バイオレンスの注釈について、わかりやすいものに変更します。	政策案に反映させます。
意見 25 ページ	雇用の平等とあるが、職業には適正がある。例えば、土木作業など等の力仕事では男性を雇うのは当然である。一概に女性であるから不利というのは間違いである。	・ご指摘のとおり、職業には男女特有の適正があります。本計画では、さまざまな場面で、男女ともに能力を発揮できる環境づくりをすすめます。	
意見 25～33 ページ	・女性が働かないといけない世の中づくりを目指しているのではないか。また、少子化や家族の協力が必要とある中、女性の社会進出だけを念頭においているのではないか。	・計画では、男女がそれぞれの個性を尊重し、多様な選択を認め、個人の能力が十分発揮できる男女共同参画社会をめざしています。	